

平成 28 年度

**保育補助者雇上費貸付事業
の手引き**

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

目 次

	ページ
1 貸付事業の概要	1
2 貸付申請等の手続き	8
3 手続きに必要な書類	16
4 資料	22

保育補助者雇上費貸付事業の概要

1 概要

この事業は、保育士の負担軽減による保育士の離職防止を図ること及び保育士資格の新規取得者の増加により保育人材の確保を図ることを目的とし、保育補助者の雇上げに必要な費用を京都府(京都市を除く)の保育所及び幼保連携型認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く)(以下、「保育所等」という。)に貸付を行うものです。

➤ 保育補助者とは

当事業では、保育士資格を持たず保育所等に勤務する保育士の補助を行う方のことを指します。

事業の特長

- 1 新たに保育補助者の雇上げを行う保育所等を対象に貸付を行います。
- 2 貸付期間は保育補助者が保育所等に勤務する期間で、その上限は3年間です。
- 3 貸付期間中又は貸付終了後1年以内に、当該保育補助者が保育士資格を取得した場合、貸付費用の返還が免除となります。

2 実施主体

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会(以下、「府社協」といいます。)が実施します。

3 貸付内容

保育補助者の雇上げに必要な費用を貸し付けます。

対象経費として、給料、諸手当、福利厚生費、社会保険料の事業主負担分、その他府社協会長が適当と認めるものを費用に充てることができます。

➤ 対象経費の具体例

- 諸手当の例
扶養手当、通勤手当、住居手当、業務手当、時間外勤務手当、
期末手当及び勤勉手当等
- 福利厚生費の例
家賃補助に係る費用、健康診断に係る費用等
- 社会保険料の事業主負担分の例
健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、
労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)、子ども・子育て拠出金等

4 貸付限度額

保育所等1箇所当たり、年額2,953,000円以内とします。

5 貸付期間

対象となる保育補助者が当該保育所等に勤務を開始した日から起算して、3年間を限度とします。

貸付期間中に保育士資格を取得した場合、保育士登録を行った日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。

※ただし、保育士資格を取得した日が属する月の翌月から3箇月以内に保育士登録されない場合は、貸付を終了します。

※返還すべき事由が生じた場合は、事実が生じた日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。

6 貸付対象者及び貸付条件

1・2のいずれも満たす保育所等を対象とします。

1 次の(1)から(3)のすべての条件を満たす保育補助者を新たに雇い上げる保育所等

※「新たに」とは、平成28年4月1日以降を指します。

(1)週30時間以上の勤務をすること

(2)保育士資格の取得を目指していること

(3)次のうちいずれかに該当していること。

①保育所及び幼保連携型認定こども園で保育業務に従事した期間がある者

②家庭的保育者

③子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者(勤務開始後に受講予定である者を含む)

2 「きょうと福祉人材育成認証制度」の宣言、認証、上位認証事業所であり、保育補助者の雇上げを行うことにより保育士の勤務環境改善を図る保育所等

➤ 貸付条件の具体例

1 (1)週30時間以上の勤務をすること

(例) 月・火・木曜日 9:30~17:30 水・土曜日 14:30~19:30 週31時間
月曜日~土曜日 7:30~18:30 の間で5時間勤務 週30時間

(2)保育士資格取得を目指していること

(例) 指定保育士養成施設における就学・保育士試験による取得のための取組

(3)保育に関する一定の研修を受講していること、若しくは受講することとしていること

(例)子育て支援員研修(地域型保育コース)を受講している、もしくは受講予定

2 保育補助者を雇上げることで保育士の勤務環境改善を図る

(例)勤務シフトを組みやすくすることで保育士の有給休暇取得を支援し、有給休暇の完全取得を目指す。

7 雇上げ費用の交付

金銭消費貸借契約を締結後、雇上げ費用は、原則として年2回(11月、3月)に分け、指定の口座に振り込みます。

8 連帯保証人

連帯保証人が1名必要となります。

連帯保証人は個人とし、原則として、次のいずれかの方とします。

- 1 保育所等を運営する団体の理事や役員
- 2 保育所等の長

9 雇上げ費用の利子

雇上げ費用の利子は、無利子です。

ただし、返還事由が発生し、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき、年5パーセントの割合で計算した延滞利子が発生します。

10 返還

貸付を受けた保育所等が、次に該当する場合※には、貸付を受けた雇上げ費用を返還しなければなりません。

1 雇上げ費用の貸付期間が満了したとき。ただし、返還免除を受けた場合は除きます。

2 雇い上げ費用の貸付契約が解除されたとき。

貸付契約が解除されるのは次の場所です。

- (1)保育補助者が退職したときかつ、直ちに新たな保育補助者を雇用しなかったとき。
- (2)保育所等が雇上げ費用の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (3)保育所等がその他雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4)保育所等が虚偽その他不正な方法により貸付の申請を行ったことが明らかになつたとき。
- (5)保育所等がその他本要綱の規定及び連盟との間で締結した契約で規定する事項に違反したとき。

3 保育補助者が、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

4 保育補助者が、貸付を受けた保育所等において保育の補助等に従事しなかつたとき。

5 保育所等が、貸付を受けた保育所等において保育の補助等に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

※ ただし、災害、その他やむを得ない事由がある場合を除きます。

11 収支債務の免除

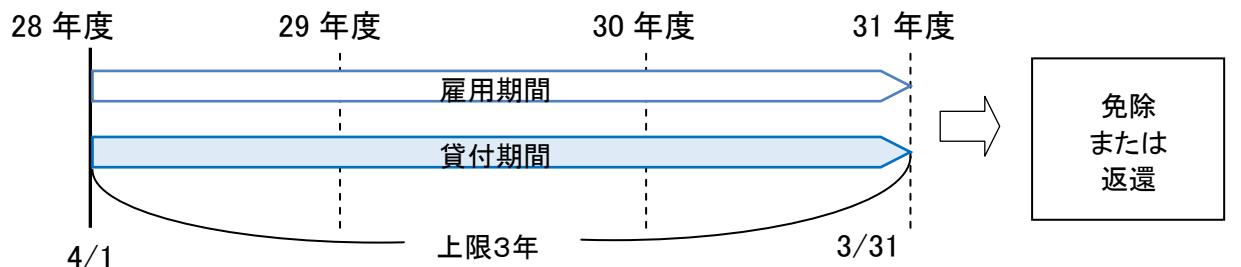
雇上げた保育補助者が次の場合に至ったときには、雇上げ費用の返還の債務を免除します。

- 1 保育所等で勤務しており、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき。
- 2 貸付終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
具体的には、次の場合を指します。
 - (1)1年以内に指定保育士養成施設を卒業できる見込みである場合
 - (2)1年以内に保育士資格を取得可能な幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例の対象講座を受講する場合
 - (3)保育士試験の筆記科目がほとんど免除となっている者で、1年以内の保育士試験の合格の可能性が極めて高い場合
(ただし、1年以内に保育士資格を取得できなかった場合は、貸付費用を返還しなければならない。)
- 3 保育所等で勤務している期間中に業務上の事由により死亡し、業務を継続することができなくなったとき。
- 4 保育所等で勤務している期間中に業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

参考

貸付期間の例

平成28年4月1日から雇用開始
貸付期間(上限) 平成28年4月1日～平成31年3月31日



⇒ 貸付期間は保育補助者が勤務する期間で、勤務開始から起算して3年間を限度とします。

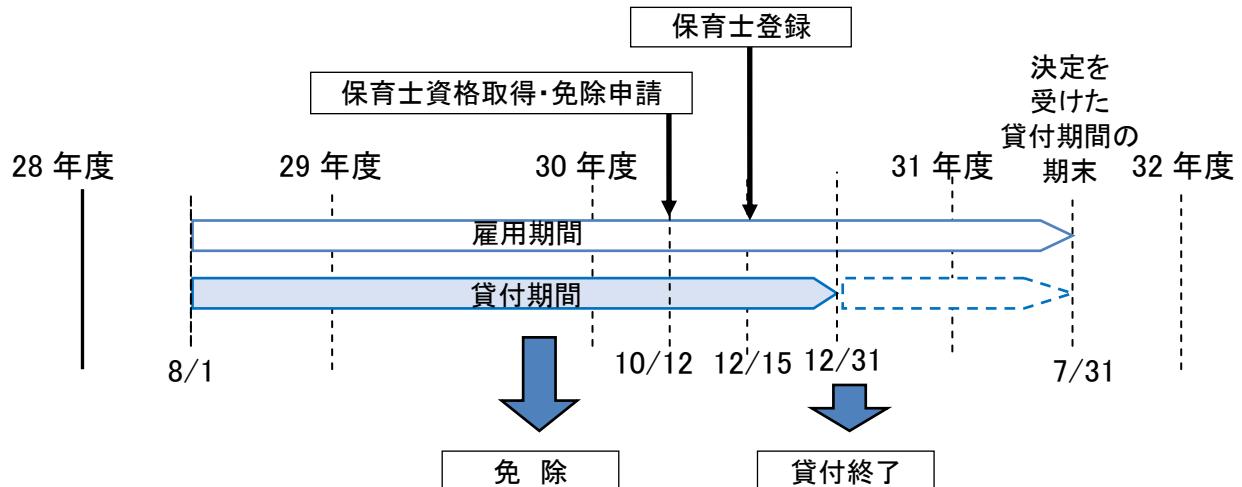
平成28年8月1日から雇用開始
貸付期間(上限) 平成28年8月1日～平成31年7月31日



⇒ 貸付期間は保育補助者が勤務する期間で、勤務開始から起算して3年間を限度とします。

返還免除の事由が生じた場合

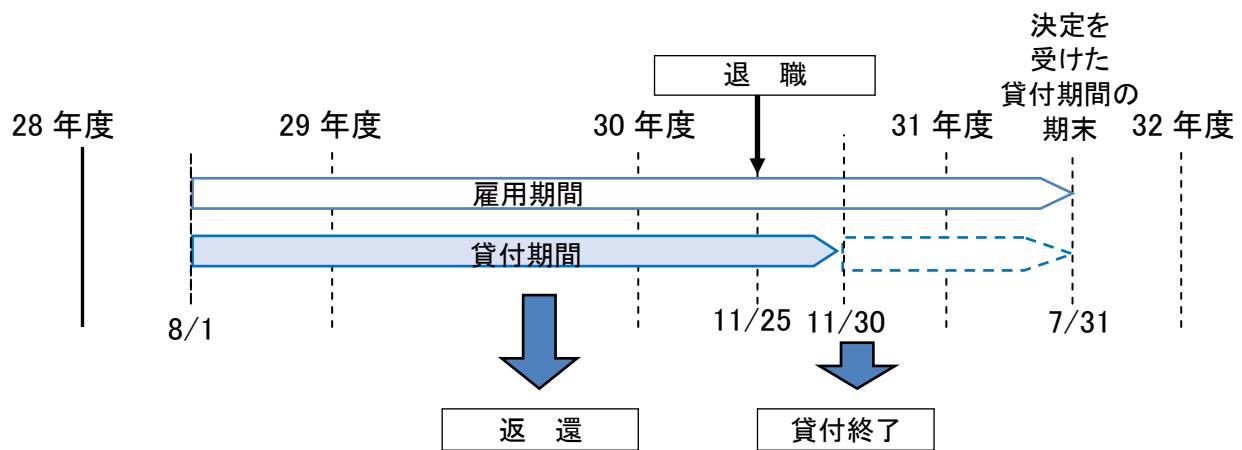
- ・平成28年8月1日から雇用開始
- ・貸付期間の途中で保育補助者が保育士資格を取得し、返還免除申請を行った。
- ・また、保育士登録を行った(保育士登録日は平成30年12月15日付)。



⇒ 保育士登録日の属する月の末日(平成30年12月31日)が貸付期間の終期となります。
貸付期間 平成28年8月1日～平成30年12月31日

返還すべき事由が生じた場合

- ・平成28年8月1日から雇用開始
- ・貸付期間の途中で保育補助者が退職した(平成30年11月25日付)。

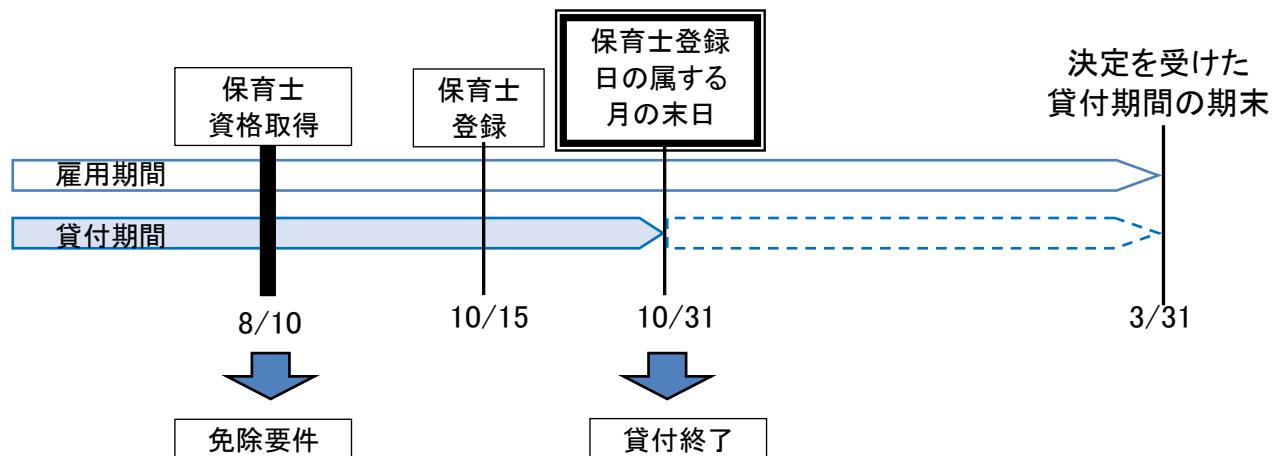


⇒ 退職月の末日が貸付期間の終期となります。(平成30年11月30日)
また、退職月の翌月から、速やかに費用を返還してください。
貸付期間 平成28年8月1日～平成30年11月30日

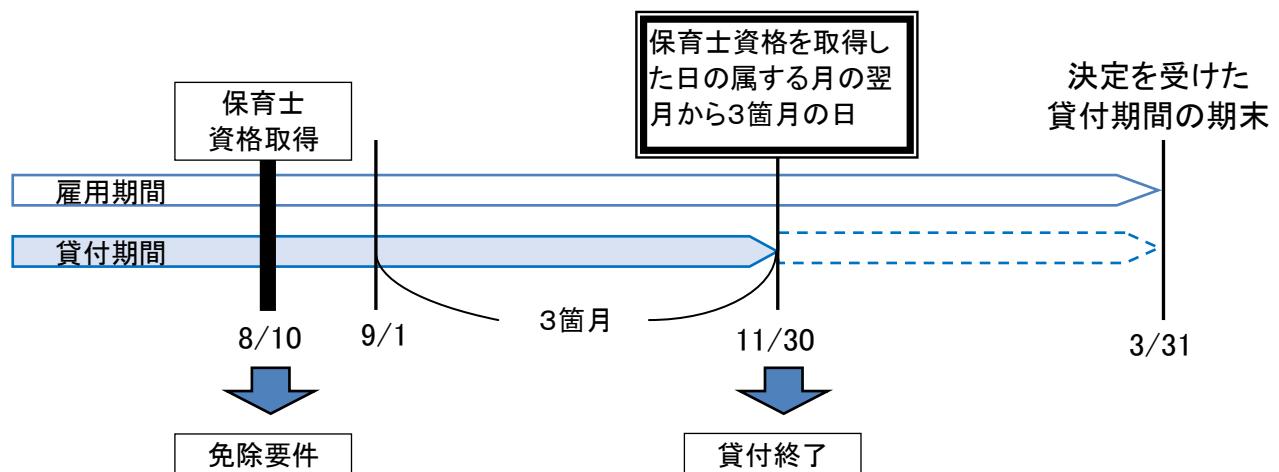
保育士資格を取得した場合の貸付期間の終期について

決定を受けた貸付期間の末日までに保育士登録を行った場合

→ 保育士登録日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。



→ ただし、保育士登録が行われない場合は、保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3箇月の日をもって、貸付を終了とします。



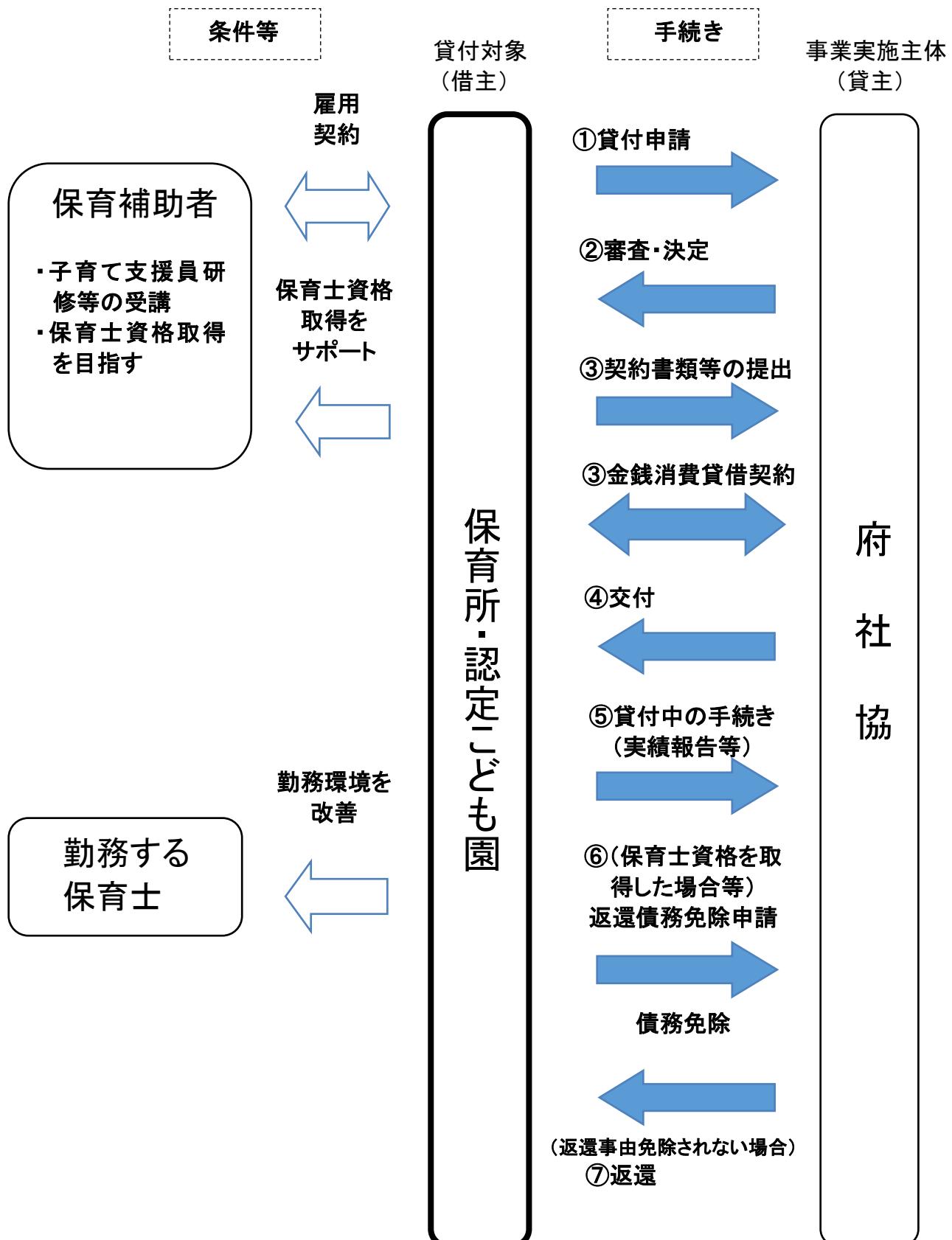
➤ 保育士登録について

保育補助者が保育士資格を取得した場合は、速やかに返還免除に係る申請を行うとともに、保育士登録を行ってください。

また、保育士登録後、保育士証の交付があった場合は、直ちに府社協に届出を行ってください。

貸付申請等の手続き

手続きの流れ



①貸付申請

貸付を希望される保育所等は次の書類を府社協に提出してください。

- (1)貸付事業申請書(第1号様式)
 - (2)支出内訳書(貸付申請)(第3号様式)
 - (3)保育補助者に関する書類(第4号様式)
 - (4)雇用契約書
 - (5)就業規則
 - (6)誓約書(第5号様式)
- ※雇用契約書に保育士資格の取得を目指す旨の記載がない場合のみ提出
- (7)保証書(第6号様式)
 - (8)連帯保証人の役職や肩書、前年の所得等が確認できる書類
 - (9)勤務環境改善計画書(第7号様式)
 - (10)その他、府社協会長が必要と認める書類

提出先

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通り烏丸東入る清水町 375
ハートピア京都B1階
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
京都府福祉人材・研修センター



②貸付の審査・決定

申請書類は府社協が審査し、貸付の可否及び貸付額等を決定します。

審査の結果は、貸付決定通知書又は貸付不承認決定通知書により、保育所等に通知します。



③契約書類等の提出・金銭消費貸借契約

雇上げ費用の貸付が決定となった保育所等は、決定通知のあった日から起算して原則として14日以内に、次の書類を府社協に提出してください。

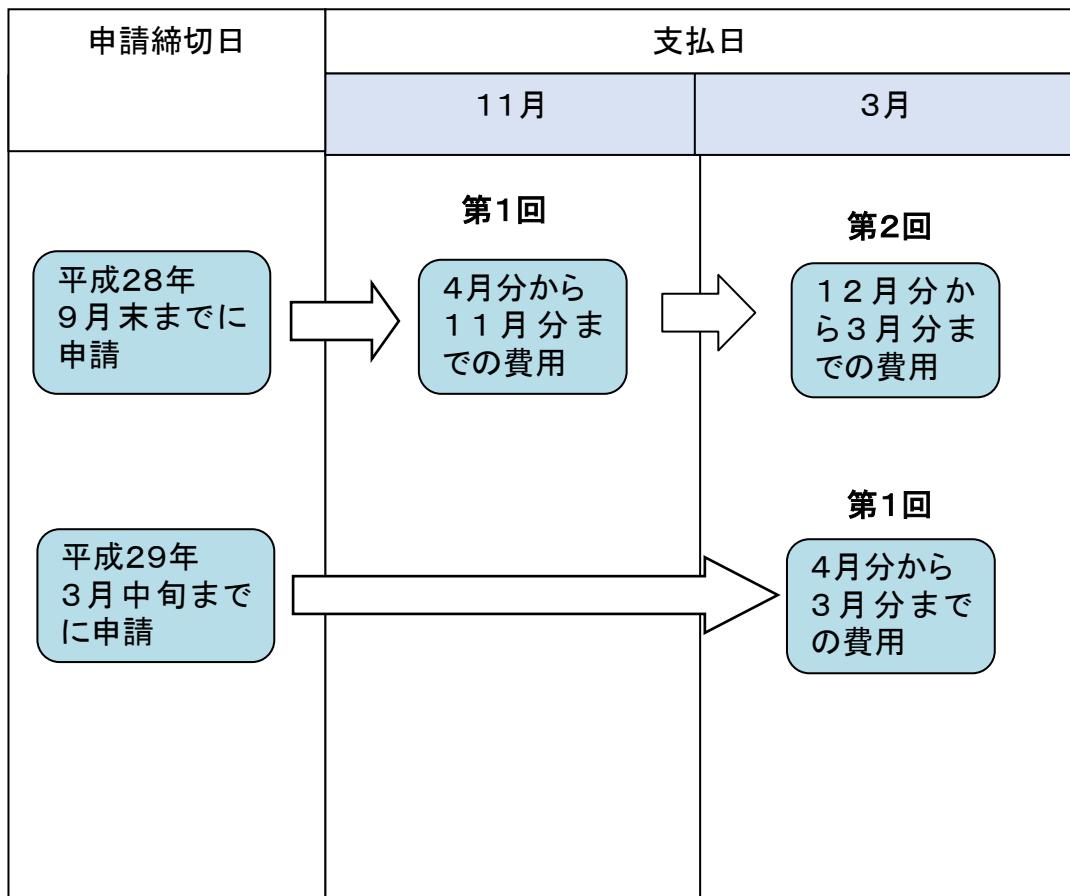
- (1)保育補助者雇上費貸付事業金銭消費貸借契約書(第11号様式)2通
※収入印紙を貼付してください。印紙代は決定通知の際にお知らせします。
- (2)法人の印鑑証明書
- (3)振込口座申請書(第12号様式)
- (4)個人情報取扱同意書(第13号様式)



④交付

- 雇上げ費用は1年度分を分割して交付します。
- 申請締切日により、支払日及び分割回数が異なります。
- 平成28年度は平成28年4月1日からの雇用分まで遡って申請することができます。
- 申請締切日と支払いスケジュールのイメージは次のとおりです。

【申請締切日と支払いスケジュールのイメージ】



(例) **平成28年9月に保育補助者を雇用、9月に貸付を申請の場合**

平成28年9月～11月分を11月に交付
平成28年12月～平成29年3月分を3月に交付

平成28年6月に保育補助者を雇用、9月に貸付を申請の場合

平成28年6月～11月分を11月に交付
平成28年12月～平成29年3月分を3月に交付

⑤貸付中の手続き

実績報告

貸付を受けた場合、実績報告により当該年度の貸付金の金額を確定させるため、次の書類を提出し、実績報告を行う必要があります。

- (1)実績報告書(第16号様式)
- (2)支出内訳書(実績報告)(第17号様式)
- (3)給与等証明書(第18号様式)
- (4)勤務環境改善実績報告書(第19号様式)

※その他、会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

実績報告を受けた場合、会長は実績報告書を審査し、精算を行います。

貸付申請額(交付額)と実際に要した金額に差額が生じた場合、原則として一括により、速やかに返還しなければなりません。

【差額の例】

- ・貸付申請時点の予定金額よりも保育補助者への給与支払い額が少なかった。
- ・保育補助者が休職していたが、府社協への手続きが遅滞したことにより、休職期間も支払いを受けていた。
- ・ただし、翌年度以降に精算により返還しなければならない費用を上回る金額の雇上げ費用の貸付を受ける場合は、この雇上げ費用から控除することにより、精算することができます。

【精算方法】

当該年度以降も貸付を受ける予定で、貸付金額が返還金額を上回る場合

→ 翌年度の貸付金額から控除を行うことにより精算します。

当該年度以降の貸付金額が返還金額を下回る場合又は

当該年度以降に貸付を受けない場合

→ 差額の返還が必要です。

(返還債務の免除申請を行った場合でも、差額分は債務免除の対象外となります。)

複数年度にわたって貸付を受ける場合

雇上げ費用の交付を受けるために、次の書類を提出し、年度ごとの貸付事業継続申請が必要です。

- (1)貸付事業申請書(継続申請)(第2号様式)
- (2)支出内訳書(貸付申請)(第3号様式)
- (3)保育補助者に関する書類(第4号様式)
- (4)雇用契約書
- (5)その他、初回申請時に提出した書類の内容に変更がある場合は、当該書類

継続申請は、毎年4月上旬までに申請を行ってください。

(申請期限は別途ご連絡します。)

変更手続

以下の変更が生じたときは、直ちに府社協に届出等を行い、手続きを行ってください。
※必要な書類の提出や申請手続きが行われない場合に、事実が判明した月以降の
雇上げ費用の交付を中止又は保留することがあります。

貸付内容等に変更があったとき

- ・貸付の申請内容に変更が生じたとき(第29号様式)
- ・貸付を辞退するとき(第30号様式)

保育所等に変更があったとき

- ・法人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき(第31号様式)
- ・法人の代表者が変更となったとき(第31号様式)
- ・保育所等の名称が変更となったとき(第32号様式)

保育補助者に変更があったとき

- ・保育補助者が保育士資格を取得したとき(第20号様式)
- ・保育補助者が保育士登録を行ったとき(第26号様式)
- ・保育補助者が休職したとき(第14号様式)
- ・保育補助者が復職したとき(第15号様式)
- ・保育補助者が退職したとき(第34号様式)
- ・保育補助者が死亡したとき(第22号様式)
- ・保育補助者が傷病等になったとき(第23号様式)
- ・保育補助者が保育士資格取得を目指さなくなったとき(第33号様式)
- ・その他保育補助者が雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき
(第33号様式)

連帯保証人に変更があったとき

- ・保証人が変更となったとき(第6号様式)
- ・保証人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき(第8号様式)

その他重要な事項に変更が生じたとき(第35号様式)

貸付の休止

- 1 保育補助者が疾病等の理由により休職した場合は、貸付を休止します。
- 2 保育補助者が休職した場合は、直ちに休職届(第14号様式)を府社協に提出してください。
- 3 また、復職した場合も、直ちに復職届(第15号様式)を府社協に提出してください。
※貸付の休止期間分として、すでに貸付を受けた場合、貸付期間が継続している
場合は、保育補助者が復帰した以降の属する月の翌月以降の分として貸付さ
れたものとしてみなします。
貸付が継続していない場合は、貸付の休止期間分の雇上げ費用を返還してい
ただきます。

⑥返還債務免除申請

保育補助者が保育士資格を取得したとき

返還免除申請書(第21号様式)に保育士証の写しを添えて、返還免除の申請を行ってください。

※保育士資格を取得後、速やかに保育士登録を行ってください。

※保育士登録後、保育士証が交付されたときは、直ちに保育士登録届に保育士証の写しを添えて、府社協会長に届け出てください。

※保育士登録を行った日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。

※保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3箇月以内に保育士登録されない場合は、貸付期間を終了します。

※当該保育補助者が保育士資格を取得した場合に、保育士として登録された日を確認するため、雇上げ費用の交付を中止又は保留することがあります。

保育補助者が業務を継続することができなくなったとき（業務上の事由）

返還免除申請書に次の書類を添えて、返還免除の申請を行ってください。

保育所等で勤務している期間中に業務上の事由により死亡し、業務を継続することができなくなったとき

- ・死亡届(第22号様式)
- ・死亡したことがわかる書類
- ・労働者災害補償保険法に基づき業務災害の認定を受けたことがわかる書類

保育所等で勤務している期間中に業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

- ・傷病等届(第23号様式)
- ・傷病等になったことがわかる書類
- ・労働者災害補償保険法に基づき業務災害の認定を受けたことがわかる書類
- ・退職した又は退職することがわかる書類

貸付終了後、1年以内に保育士資格を取得できることが見込まれるとき

当該保育所等において勤務が継続している場合で、かつ、会長が次の場合と認めたときは返還免除とします。

- 1 1年内に指定保育士養成施設を卒業できる見込みである場合
- 2 1年内に保育士資格を取得可能な幼稚園教諭免許状を有する者における保育資格取得特例の対象講座を受講する場合
- 3 保育士試験の筆記科目がほとんど免除となっている者で、1年内の保育士試験の合格の可能性が極めて高い場合

※前項各号で会長が認める場合で、1年内に保育士資格を取得できなかった

場合は、貸付費用を返還しなければならない。
※なお、当該保育所等で勤務を継続している場合で、かつ、上記の期間中は返還債務の履行を猶予することができます。

⑦返還

貸付期間中に返還免除が受けられなかつた場合

貸付期間中に返還免除が受けられなかつた場合、貸付期間終了後、雇上げ費用の返還を行つていただく必要があります。

貸付期間終了後、速やかに返還方法等を府社協に申請してください。
府社協から返還通知書を送付しますので、速やかに返還を行つてください。

【返還方法】

返還方法 … 半年賦の均等返還

返還期間 … 貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間

※ 返還債務の履行を猶予した期間及び貸付を休止した期間を除きます。

(例) 1年間の貸付を受け、返還事由が生じた場合

生じた日の属する翌月から、2 年以内に返還を行つてください。

その他、返還事由が生じたとき

貸付期間中に以下の事項が生じた場合、雇上げ費用の返還を行つていただく必要があります。速やかに返還方法等を府社協に申請してください。

府社協から返還通知書を送付しますので、申請した返還方法等に基づき、速やかに返還を行つてください。

1 雇上げ費用の貸付契約が解除されたとき。

貸付契約が解除されるのは次の場合です。

(1)保育補助者が退職したときかつ、直ちに新たな保育補助者を雇用しなかつたとき。

(2)保育所等が雇上げ費用の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

(3)保育所等がその他雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(4)保育所等が虚偽その他不正な方法により貸付の申請を行つたことが明らかになつたとき。

(5)保育所等がその他本要綱の規定及び連盟との間で締結した契約で規定する事項に違反したとき。

2 保育補助者が、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 保育補助者が、貸付を受けた保育所等において保育の補助等に従事しなかつたとき。

4 保育所等が、貸付を受けた保育所等において保育の補助等に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

※なお、虚偽その他不正な方法により雇上げ費用の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた雇上げ費用を会長が指定する期日までに一括返還しなければなりません。

その他の留意事項

- 1 貸付を受けた保育所等は、この事業に関する貸付金の収支について、明確にしなければなりません。
- 2 また、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつこれらの書類を雇上げ費用の返還の債務を確定し、返還を完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。

手続きに必要な書類

各種手続きに必要な書類の一覧です。必要な書類をご確認の上、ご提出ください。

番号	様式名
第1号様式	貸付事業申請書
第2号様式	貸付事業継続申請書
第3号様式	支出内訳書(貸付申請)
第4号様式	保育補助者に関する書類
第5号様式	誓約書
第6号様式	保証書
第7号様式	勤務環境改善計画書
第8号様式	連帯保証人変更届
第9号様式	貸付承認決定通知書
第10号様式	貸付不承認決定通知書
第11号様式	保育補助者雇上げのための貸付事業金銭消費貸借契約書
第12号様式	振込口座申請書
第13号様式	個人情報取扱同意書
第14号様式	休職届
第15号様式	復職届
第16号様式	実績報告書
第17号様式	支出内訳書(実績報告)
第18号様式	給与等証明書
第19号様式	勤務環境改善実績報告書
第20号様式	保育士資格取得届
第21号様式	返還免除申請書
第22号様式	死亡届
第23号様式	傷病等届
第24号様式	返還免除承認通知書
第25号様式	返還免除不承認通知書
第26号様式	保育士登録届
第27号様式	返還明細書
第28号様式	返還通知書
第29号様式	貸付内容に関する変更届
第30号様式	辞退届
第31号様式	法人に関する変更届
第32号様式	保育所等に関する変更届
第33号様式	保育補助者に関する変更届
第34号様式	退職届
第35号様式	重要事項変更届

手続きと必要書類

【必ず提出する必要があるもの】

○貸付を申請するとき

貸付事業申請書	第1号様式	—
支出内訳書(貸付申請)	第3号様式	—
保育補助者に関する書類	第4号様式	—
雇用契約書	—	—
就業規則	—	—
誓約書	第5号様式	雇用契約書に保育士資格の取得を目指す旨の記載がない場合のみ提出
保証書	第6号様式	—
連帯保証人の役職や肩書等が確認できる書類	—	—
勤務環境改善計画書	第7号様式	—

※ その他、会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

○貸付が決定したとき

提出時期:決定通知のあった日から起算して14日以内

保育補助者雇上げのための 貸付事業金銭消費貸借契約書	第11号様式	2通 ※ 収入印紙を貼付してください。印紙代は決定通知の際にお知らせします。
法人の印鑑証明書	—	—
振込口座申請書	第12号様式	—
個人情報取扱同意書	第13号様式	—

※ 上記書類を提出されない場合は、雇上げ費用の貸付を辞退したものとみなします。

○複数年度にわたって貸付を受けるとき

提出時期:貸付を受ける年度の当初(4月上旬)

貸付事業申請書(継続申請)	第2号様式	—
支出内訳書(貸付申請)	第3号様式	—
保育補助者に関する書類	第4号様式	—
その他、初回申請時に提出した書類の内容に変更がある場合は、当該書類	—	—

○当該年度が終了したとき

提出時期:貸付を受けた年度が終了後

実績報告書	第16号様式	—
支出内訳書(実績報告)	第17号様式	—
給与等証明書	第18号様式	—
勤務環境改善実績報告書	第19号様式	—

※ その他、理事長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

○返還債務の免除申請を行うとき

・保育士資格を取得した場合

返還免除申請書	第21号様式	—
保育士証の写し	—	—

※ 保育士資格を取得後、速やかに保育士登録を行ってください。

※ 保育士登録後、保育士証が交付されたときは、直ちに保育士登録届に保育士証の写しを添えて、理事長に届け出してください。

※ 保育士登録を行った日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。

※ 保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3箇月以内に保育士登録されない場合は、貸付期間を終了します。

※ 当該保育補助者が保育士資格を取得した場合に、保育士として登録された日を確認するため、雇上げ費用の交付を中止又は保留することがあります。

・保育所等で勤務している期間中に業務上の事由により死亡し、業務を継続することができなくなったとき。

返還免除申請書	第21号様式	—
死亡届	第22号様式	—
死亡したことがわかる書類	—	—
労働者災害補償保険法に基づき業務災害の認定を受けたことがわかる書類	—	—

※ その他、会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

・保育所等で勤務している期間中に業務に起因する心身の故障のため業務を継続す

ることができなくなったとき。

返還免除申請書	第21号様式	—
傷病等届	第23号様式	—
傷病等になったことがわかる書類	—	—
労働者災害補償保険法に基づき業務災害の認定を受けたことがわかる書類	—	—

※ その他、会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

・貸付終了後、1年以内に保育士資格を取得できることが見込まれるとき。

返還免除申請書	第21号様式	—
以下を証明する書類	—	—
(1) 1年以内に指定保育士養成施設を卒業できる見込みである場合	指定保育士養成施設の履修状況を証明する書類等	—
(2) 1年以内に保育士資格を取得可能な幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例の対象講座を受講する場合	受講申込書等	—
(3) 保育士試験の筆記科目がほとんど免除となっている者で、1年以内の保育士試験の合格の可能性が極めて高い場合	保育士試験一部合格通知書等	—

※ 前項各号で会長が認める場合で、1年以内に保育士資格を取得できなかった場合は、貸付費用を返還しなければならない。

※ なお、当該保育所等で勤務を継続している場合で、かつ、上記の期間中は返還債務の履行を猶予することができます。

○変更等があった場合

提出時期: 変更があった場合、直ちに届け出ること

・貸付内容等に変更があった場合

貸付の申請内容に変更が生じたとき	貸付内容に関する変更届	第29号様式	—
貸付を辞退するとき	辞退届	第30号様式	—

・保育所等に変更があった場合

法人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき	法人に関する変更届	第31号様式	—
法人の代表者が変更となったとき	法人に関する変更届	第31号様式	—
保育所等の名称が変更となったとき	保育所等に関する変更届	第32号様式	—

・保育補助者に変更があった場合

保育補助者が保育士資格を取得したとき	保育士資格取得届	第20号様式	—
保育補助者が保育士登録を行ったとき	保育士登録届	第26号様式	—
保育補助者が休職したとき	休職届	第14号様式	—
保育補助者が復職したとき	復職届	第15号様式	—
保育補助者が退職したとき	退職届	第34号様式	—
保育補助者が死亡したとき。	死亡届	第22号様式	—
保育補助者が傷病等になったとき	傷病等届	第23号様式	—
保育補助者が保育士資格取得を目指さなくなったとき	保育補助者に関する変更届	第33号様式	—
その他保育補助者が雇上げ貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき。	保育補助者に関する変更届	第33号様式	—

・連帯保証人に変更があった場合

保証人が変更となったとき	保証書	第6号様式	—
保証人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき	連帯保証人変更届	第8号様式	—

・その他

その他重要な事項に変更が生じたとき。	重要事項変更届	第35号様式	—
--------------------	---------	--------	---

よくあるご質問

Q 複数名の保育補助者を対象に貸付を申請できますか。

A 保育所1箇所当たり、保育補助者1名を対象として申請することができます。

複数名の保育補助者の雇上げ費用を充当することはできません。

Q 連帯保証人は主任でもよいですか。

A 原則として、保育所等を運営する理事や園長としてください。

Q 平成28年4月から雇用している保育補助者がいます。現在9月ですが、貸付申請を行なうことはできますか。

A 平成28年度に限り、4月まで雇用期間を遡って申請することができます。

10月末までに貸付申請を行い、貸付の承認が決定された場合、12月末以降に雇上げ費用を交付することができます。

Q 保育補助者が保育士資格を取得しました。いつまでに返還免除に係る申請を行う必要がありますか。

A 保育士資格登録後、3か月以内に申請を行ってください。

Q 保育補助者が勤務中に階段から落ち怪我をしました。骨折をしているので当分仕事ができません。どのような手続きをすればよいでしょうか。

A 直ちに傷病等届を提出してください。さらに、休職扱いとされている場合、直ちに休職届を提出してください。休職期間中の貸付を休止します。

Q 保育士試験の筆記科目がほとんど免除となっており、なるべく早期に保育士資格を取得できる方を保育補助者として雇用したいと考えています。保育補助者の条件としては問題ないでしょうか。

A 次の条件を満たす保育補助者であれば、問題ありません。

- ・週 30 時間以上の勤務をすること
- ・保育士資格取得を目指していること
- ・(保育補助者の要件)次のうちいずれかに該当する者とする。

- ① 保育所及び幼保連携型認定こども園で保育業務に従事した期間がある者
- ② 家庭的保育者
- ③ 子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者(勤務開始後に受講予定である者を含む)

資 料

1 社会福祉法人京都府社会福祉協議会京都府保育士就職支援資金貸付要綱

2 様式集